

# 重要事項説明書



社会福祉法人 彩光会  
くまの子倶楽部三室保育園本館

〒336-0911 さいたま市緑区三室496-1

TEL 048-875-6067

FAX 048-875-6068

## くまの子倶楽部三室保育園本館 重要事項説明書

### 1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 彩光会
所 在 地	さいたま市緑区大字三室字中原後 496 番 1
電 話 番 号	048 - 875 - 6067
代 表 者 氏 名	理事長 大熊 孝治

### 2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	保育所は、保育を必要とするお子さんを保育し、お子さん達が集団生活の中、お互いに刺激し合いながら楽しく生活する場です。当保育室では、お子さんが健康で、意欲的な活動をし、よりすこやかに成長することを願い、その福祉を増進することを目的としています。
運 営 方 針	保育目標「すこやかに・げんきに・たくましく」 1 英会話・読み聞かせ・リトミック等を実施し、情操面を育てます。 2 よいこと悪いことのけじめをしっかりとつけます。 3 清潔・安全・家庭的な保育を目指します。 4 子育て支援を実行します。

### 3 提供する保育の内容

名 称	くまの子倶楽部三室保育園本館
所 在 地	さいたま市緑区三室 496-1
電 話 番 号	048 - 875 - 6067
認 可 年 月 日	平成31年4月1日
施 設 長 氏 名	大熊 孝治
職 員 数	40人
取扱う保育事業の種類	月極保育・一時保育・土曜共同保育

#### 4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施設長	1人	施設・保育運営責任者、職員の指揮監督
副園長	1人	施設長不在時の保育園の運営管理全般と職員の指揮監督
主任保育士	1人	保育運営責任者
副主任保育士	2人	主任保育士不在時の保育間の業務調整
保育士	19人	保育従事者（保育士有資格者）
看護師	1人	保育従事者 園児の日々の健康チェック
作業療法士	1人	保育従事者 保育環境の調整（充足保育士の他に追加配置）
保育補助者	2人	保育従事者（充足保育士の他に追加配置）
英会話講師	2人	保育従事者 英語で保育補助・E-TIME を実施
ダンス講師	1名	<外部講師>英語でダンスレッスンを実施
栄養士	1人	給食の献立作成・栄養事務及び管理・食育指導
給食調理員	8人	管理栄養士の指導のもと調理します。
事務・用務	3人	施設管理・事務
清掃・整備	2人	館内清掃・畑整備
嘱託医	2人	内科医 1名・歯科医 1名

#### 5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月曜日から金曜日 7時30分から19時30分まで 土曜日 7時30分から18時30分まで
標 準 時 間	7時30分から18時30分まで 延長保育は月曜日から金曜日 18時30分から19時30分まで
短 時 間	8時30分から16時30分まで 7時30分から8時30分まで 16時30分から19時30分まで（※土曜日は18時30分まで）
休 所 日	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
土 曜 保 育	連携園であるくまの子倶楽部三室保育園（小規模保育事業所）と土曜共同保育を実施する 実施保育施設：くまの子倶楽部三室保育園本館 依頼保育施設：くまの子倶楽部三室保育園

## 6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由	金額
保育料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。	
時間外保育料	30分毎に保育料を頂戴いたします。 ※詳細は別紙一覧表をご確認ください。	
実費徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳児以上児の給食費（給食費＋副食費）7,500円（月額）</li> <li>※給食費（給食費・副食費）の減額について 減額の申出期間：前月15日 減額の期間：連続する平日の10日間以上 減額方法：1食の給食費×休んだ日数</li> <li>● 個人用の保育物品（時価）</li> <li>● 行事参加費＜給食試食会等＞（時価）</li> <li>※詳細は別紙一覧表をご確認ください。</li> </ul>	

## 7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
組名	ひよこ	りす	きりん	ぱんだ	うさぎ	こあら	
定員	6人	12人	12人	20人	20人	20人	90人

## 8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「（保育所は子どもの）健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最も相応しい生活の場でなければならない。」と定めています。

そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもくまの子倶楽部三室保育園本館が皆さまの大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

1) 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつきやひっかけ、ケンカなどは起こります。子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありませんので、ケガを予防できないことも多々あります。

2) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているとい

う点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可無く撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するの禁止です。

3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や当園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来にかかわることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果に繋がります。

私どもが言葉で説明することが難しい場合、または言葉の説明だけでは状況をご理解いただく事が難しい場合には、必要に応じてお子様の様子をビデオ撮影します。映像は保育士が対応を検討する目的と、保護者の方と自治体の発達支援担当者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません。

また、園からお伝えする内容等に保護者の方がご対応いただけない場合（例：虐待やネグレクト、発達に伴う課題等）、自治体の関係部署に連絡・通報することもあります。

5) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬については、起こらないようできる限り努めてまいります。絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数種類の食事（離乳食から除去食まで）を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないこと、約70年前にできた保育士配置基準は個別対応以前のものであることが基本的な理由です。人的ミスをゼロにするというご要望にはお応えできません。

6) 医療的ケアが必要な場合は、市（区、町、村）の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共にお伝えください。医療的ケアには人的・物的な割り振りが必要となりますので、お伝えいただかなかった症状、疾患、ケア等については対応できかねる場合があります。

7) 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。

また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。

8) 当園では、保育・教育の取り組みを通じて保護者の皆さまの子育ての支援をしております。しかし、保育士は保護者の方が家庭や職場で抱える問題や悩みについて援助・支援する専門家ではなく、そのような支援を私どもが担うことは危険です。家庭や職場の問題や悩みは、自治体の専門相談部署あるいは医療機関にご相談ください。また、相談等で園に電話をすることはご遠慮ください。園の電話回線は、災害時の緊急時に必要なものです。

9) 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点のいずれかにつきまして、「こども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、または、園と保護者との信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

### 9 緊急時等における対応方法

- 1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

囑託医	内科	医療機関	榎原医院	担当医師	院長	芦矢 由美子 先生
		所在地	さいたま市浦和区東仲町 4-17	電話	048-882-3779	
	歯科	医療機関	西澤歯科クリニック	担当医師	院長	西澤 祐司 先生
		所在地	さいたま市南区別所 1-19-14	電話	048-862-1255	
消防署 (救急)	管轄消防署名	緑消防署				
	所在地	さいたま市緑区大字大間木 472	電話	048-873-0119		
警察署	管轄警察署名	浦和東警察署				
	所在地	さいたま市緑区東浦和 7-42-1	電話	048-712-0110		

### 10 非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	緑消防署	平成 31年 3月 14日 届出			
	防火管理者	氏名	小 峰 清 巳		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。				
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導表示・連結送水管・消火器・カーテン、敷物の防災処理				
避難場所	第1 避難場所	園 庭	第2 避難場所	三 葉 公 園	

## 1 1 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① くまの子倶楽部三室保育園本館の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
  - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
  - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
  - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ② 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- ③ 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年さいたま市保育士研修に職員派遣、受講させています。

## 1 2 個人情報の取り扱いについて

- ① 秘密保護条例の趣旨に則り、保育園で知りえた個人情報については、細心の注意を払い取り扱います。個人情報の取り扱いに当たっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得ます。また、利用目的を変更するときはあらためて保護者の同意を得てから行います。
- ② 個人情報の取り扱いに関し、知識と技術を習得するために毎年さいたま市保育士研修に職員派遣、受講させています。
- ③ 市役所・教育機関・児童相談所等の関係機関の求めに応じ、個人情報を提供する場合があります。

### ●保護者間の個人情報の使用について

保護者同士で情報を交換する場合は目的を明確にし、事故のないようご注意ください。  
名簿作成やアドレス等の交換については保護者間の同意を得てください。

### ●保護者間の個人情報の適正な管理

自身の子以外のお子さまの情報や写真、行事等の写真やビデオを該当する保護者の同意を得ずに SNS 等に掲載しないでください。

### 1.3 損害賠償責任保険等の加入

加入保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険・傷害保険
補償内容（一部抜粋）	1名につき1億円（1事故・保険期間中10億円）

加入保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付制度
補償内容	医療費総額の4割（窓口負担分2割+見舞金2割）

### 1.4 当施設に関するご意見・ご相談・ご要望対応窓口の設置

乳幼児期は人間として育つ最も大切な時期です。この人格形成の大切な時期を家庭と保育者が信頼関係を確立して、共に育児を進めていくことが大切です。

保育園では保護者からのご意見・ご相談・ご要望を受け付けていますので、何かございましたら、保育園にご相談ください。

また、すみやかな解決に社会性や客観性を確保し、保護者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために、第三者委員を設置しています。

#### くまの子倶楽部三室保育園本館相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 山口幸子 電話 875-6067 副園長

相談・苦情解決担当者 大熊孝治 電話 875-6067 施設長

第三者委員 藍川達雄 役職 元さいたま市立桜木小学校長

電話 042-581-7373

守富勝男 役職 元さいたま市立高砂小学校長

電話 048-886-5428

受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

プライバシーを守るために

- 保護者の電話番号、個人情報は公開していません。
- 第三者の方による保育の状況、そして、保護者やご家庭についての問い合わせには応じません。

## 15 その他保育施設の運営に関する重要事項

### ① 保護者会について

年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

### ② 運営委員会について

年に2回、開催予定です。保護者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

### ③ 健康診断等について

春・秋2回、嘱託医が内科検診・歯科検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

### ④ 発育測定

毎月最終週に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

